

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣について

鈴鹿市健康福祉部障がい福祉課

鈴鹿市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第8条に定める意思疎通支援活動として、社会参加促進の観点から認められるものについて派遣を行っています。

詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

### ○派遣対象例

- ① 健康・医療・保健に関すること（受診、通院等）
- ② 社会生活に関すること（各種申請・契約・相談等）
- ③ 司法に関すること（警察、裁判等）
- ④ 雇用に関すること（就職等）
- ⑤ 教育・保育に関すること（授業参観、PTA、教育相談等）
- ⑥ 地域に関すること（自治会、町内会等）
- ⑦ 文化・教養・スポーツに関すること（イベント、講演会等）
- ⑧ 人間関係に関すること（冠婚葬祭等）

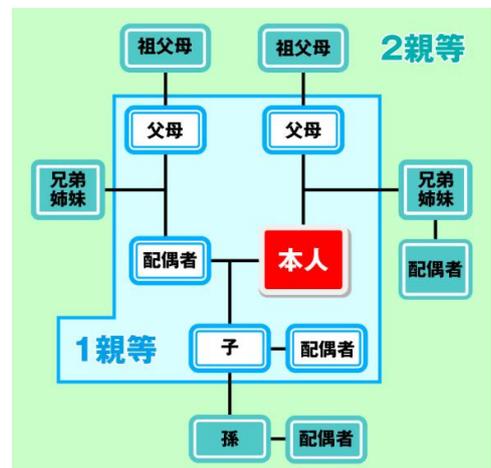
※原則、派遣範囲は申請者本人からみて2親等までです。

※手話通訳者・要約筆記者の食事は不要です。

### \*対象外

≪2親等の範囲≫

- ① 宗教活動に関するもの
- ② 政治活動に関するもの
- ③ 営利目的に関するもの
- ④ 個人の遊興又は娯楽を目的とするもの
- ⑤ 公共の福祉に反するもの



### お問い合わせ

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 管理グループ

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話番号 059-382-7626 FAX059-382-7607、059-382-7329（聴覚障がい者用）

メール shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp